

【東日本大震災津波に関する要望】

1 被災地復興のための人的支援・財源措置

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハ事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となるため、その人員確保について、更なる強化を要望します。

(1) 人的支援及び国による総合的な調整機能の強化

復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による継続した人的支援とともに、国による関係機関等との総合的な調整機能を強化するよう要望します。

(2) 国による任期付職員の採用制度の創設

復興事業が本格化する中で、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国、独立行政法人や民間企業を退職した職員を国において任期付職員として採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度の創設について検討するよう要望します。

(3) 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされているが、平成26年度以降においても継続するよう要望します。

また、派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費についても、震災復興特別交付税の対象とするよう要望します。

(4) 民間企業等からの人的支援の推進

民間企業等からの人的支援については積極的に推進すべきであることから、関係団体等への働きかけなど民間企業等の職員の円滑な受入れについて支援するよう要望します。

2 農林水産業の早期復旧・復興に向けた人的支援

(1) 水産業の早期復旧に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、他県からの職員派遣の調整など技術職員等の確保・増員のための支援を継続するよう要望します。

(2) 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や農村再興を着実に推進するため、他県からの職員派遣の調整など技術職員等の確保のための支援の継続を要望します。

3 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援の拡充

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を拡充し継続するよう要望します。

4 警察官の緊急増員

(1) 県警察官の緊急増員及び増員に係る財政措置の継続

復旧・復興過程における治安情勢に的確に対応し、被災地の安全・安心を確保するため、平成26年度以降においても、警察活動の基礎である警察官の緊急増員を継続するとともに、その経費について震災復興特別交付税による措置を継続するよう要望します。

5 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保

(1) 地方負担分に対する財源措置の充実・確保

大震災津波からの復旧・復興事業であっても補助の対象とならない事業や震災の影響で見直しを要する各種公共インフラ整備の調査費などの地方単独事業の負担分が存在しており、今後の復興に支障を及ぼさぬよう、被災地の財政需要の変化等を的確に捉え、地方単独事業を含む地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図るよう要望します。

(2) 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

平成23年度に創設された「取崩し型復興基金」について、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を要望します。

(3) 「復興枠」の確保による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、「復興枠」による別枠での予算を確保するとともに、被災地に社会資本整備費を重点投資するよう要望します。

併せて、復興事業等に対する地方負担について、平成26年度以降も全面的な財政措置を継続するよう要望します。

6 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用

(1) 復興交付金事業の確実な予算措置

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を要望します。

(2) 複数年度分の一括交付と柔軟に対応できる予算の確保

復興のための事業は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保するよう要望します。

(3) 間接補助事業制度等の見直しによる効率化

被災地域農業復興総合支援事業等、県を経由する間接補助事業については、市町村における事業の迅速かつ柔軟な実施と事務負担の軽減を図るため、市町村への直接補助事業とするよう要望します。

また、県の基金に積み立てられた交付金を、市町村の基金に移し替える仕組みを創設するよう要望します。

(4) 効果促進事業の対象拡大と運用の改善

効果促進事業については、採択される事業が限られていることからその拡大を要望します。

また、一括配分された分についても事実上、事業着手前に担当省庁へ個別事業への使用の可否の判断を求める取扱いとなっており、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、事業後の提出等で足りるよう運用の改善を要望します。

(5) 復興交付金事業の対象拡大

復興交付金は基幹事業として5省40事業を交付対象としていますが、「なりわい」の再生に資する事業がないなど、県が復興計画で掲げている全ての復興事業が対象とはなっていないことから、交付対象を拡大するよう要望します。

(6) 事務手続きの簡素化

被災市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、復興交付金事業計画作成に係る事務手続きの簡素化等を図るよう要望します。

7 社会資本整備総合交付金（復興）による全面的な財政支援の継続と予算枠の拡大等

本県の社会資本に係る復興事業のうち、市町村の復興まちづくりと一体となって整備する防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等は、社会資本整備総合交付金（復興）で実施しているところです。

本事業は、復興交付金とともに、本県の復興に欠かすことのできない事業であることから、次の事項について要望します。

(1) 全面的な財政支援の継続

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等について、これらの復興事業が完了するまでの間、全面的な財政支援を継続するよう要望します。

(2) 予算枠の拡大

今後、被災地では復興事業のピークを迎えることから、復興の進度に応じて予算枠を拡大するよう要望します。

(3) 対象事業の拡充

「著しい被害を受けた」地域の復興まちづくりに必要な事業のうち、復興交付金の対象とならない事業は、社会資本整備総合交付金（復興）の対象とするよう、対象事業の拡充を要望します。

(4) 基金型の創設

復興交付金同様、弾力的な予算執行を可能とするため、現行の単年度型に加え基金型を創設し、地方公共団体が選択できるよう要望します。

8 被災地の繰越手続きの簡素化と復旧・復興の進度に応じた予算配分

(1) 被災地の繰越手続きの簡素化

平成24年度予算の被災地の事故繰越手続きについて、平成23年度予算と同様の簡素化を継続するよう要望します。

(2) 被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分

平成24年度予算のうち、やむを得ず執行不可能となった予算については、後年度において国が再度予算を計上するとともに、被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分措置を講じるよう要望します。

(3) 復興事業の進捗状況を踏まえた財政措置

平成23年度補正予算を活用した復興事業のうち平成25年度に事故繰越をした予算について、年度内に完了できず、やむを得ず執行不可能となった場合は、国が後年度に再度予算を計上するなどの措置を講じるよう要望します。

9 事業用地の確保に係る特例制度の創設

事業用地の確保については、国の「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置」により、土地収用手続きの効率化など一定の措置が講じられたところではありますが、今後、復興まちづくりの本格化に伴い同時期に多数の事業が集中する状況にあつて、相続手続未処理や多数共有等の難航案件を処理するには、その効果は限定的であると考えております。

つきましては、復旧・復興事業を円滑に進めるため、特例かつ限定的な条件の下、地方公共団体による事業用地の円滑かつ迅速な取得を可能とする制度を創設するよう、次の事項について要望します。

(1) 公益性認定の特例制度の創設

高い公益性を有する復興事業については、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき設置される復興整備協議会において同意を得ることにより、土地収用法における事業認定相当の公益性の認定が可能となる制度の創設を要望します。

(2) 用地取得の特例制度の創設

1の手続により公益性の認定がなされた復興事業に関して、下記の事項を実現する制度の創設を要望します。

- ①私有財産との調整手続、補償金の支払手続等を担う、独立性の高い第三者機関（以下「機構」という。）を設置すること。
- ②機構の決定により、取得する土地の区域が確定したときは、事業者が損失補償見積額を機構に予納することをもって工事着工できるものとする。
- ③地の損失補償額は機構が決定することとし、土地所有者等各人の補償額の確定及び支払は機構が行うこととする。また、事業者は、機構による当該支払の完了を待たずに、損失補償額を機構に納付することをもって所有権を取得できるものとする。

10 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

(1) 鉄道復旧に伴う費用負担の取扱い

東日本旅客鉄道株式会社が鉄道復旧を行うに際し、県及び市町のまちづくりに伴う原状復旧と比べて増加する費用について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体の実質的な負担がないよう、復興交付金の対象とすることを要望します。

(2) 復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

復興交付金の対象とならない部分がある場合についても、震災復興特別交付税の措置又は取崩し型復興基金の積み増しの措置を行うよう要望します。

(3) 東日本旅客鉄道株式会社への復旧に関する指導・助言等の措置

JR線復興調整会議などで議論を加速させ、鉄道復旧に向けた環境整備を進め、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講

じることを要望します。

(4) 東日本旅客鉄道株式会社への早期再開に関する指導・助言等の措置

東日本旅客鉄道株式会社に対し、被害の少なかった箇所から早期に整備を始め、整備後は直ちに運行を再開するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

11 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現

(1) 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費について

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来国の責任において実施するべきものであることから、県及び市町村の負担とならないよう、全面的な対応を講じることを要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力株式会社を指導するなど、必要な措置を講じることを要望します。

(2) 被害の実態に即した十分な賠償の実現

出荷制限等による直接的な被害や風評被害に加え、事業継続のために必要な生産サイクルの回復や消費者の信頼回復等への対応を含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力株式会社を指導するなど、必要な措置を講じることを要望します。

(3) 原子力損害賠償に係る短期消滅時効の特例について

東京電力株式会社に対し、原子力発電所事故による全ての損害賠償について、消滅時効の援用権を行使しないことを明確に示すよう指導することを要望します。

また、全ての被害者にとって不利益が生じることがないように、当該事故の賠償請求権について民法第724条前段を適用しないこととする特別立法など、抜本的な救済措置等を講じるよう要望します。

12 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

(1) 農林業系副産物の処分

農林業系副産物の処分に複数年を要する市町村があることから、焼却処理に向けた前処理や最終処分施設での処理に必要な費用の支援措置を次年度以降も継続するとともに、地域の実情に応じた内容とするよう要望します。

(2) 道路側溝汚泥等の処分

汚染状況重点調査地域において、除染等により生じる道路側溝汚泥等の廃棄物の処分を促進するため、具体的かつ効果的な撤去及び処理方法を提示するよう要望します。

(3) 汚染状況重点調査地域への財政支援

汚染状況重点調査地域においては、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となるコンクリート構造等一時保管施設の整備に対する経費への財政支援を講ずるよう要望します。

(4) 除去土壌の処理基準の策定

地域住民の理解醸成が図られる、除去土壌の処理基準を速やかに定めるよう要望します。

(5) 除染の促進

住宅等の除染について、地域の実情に応じた効果的な除染方法を補助対象にし、処理を促進するよう要望します。

(6) 住民不安の解消

円滑な除染や廃棄物処理、一時保管施設の整備に当たっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

13 原子力発電所事故に伴う農林水産被害等への対応

(1) 畜産農家の経営安定対策等

原子力発電所事故により発生した放射性物質は、公共牧場や採草地などの自給飼料基盤に大きな被害をもたらしていることから、畜産業の再生を確実に成し遂げるため、東日本大震災農業生産対策交付金の継続と拡充を要望します。

(2) 原木しいたけ生産者の経営安定対策

①放射性物質の影響による出荷制限や風評被害等で経営が悪化している原木しいたけ生産者を支援するため、損害賠償金が支払われるまでの間のつなぎ融資などの経営安定対策を講じるよう要望します。

②原木しいたけ産地の再生を促進するため、きのこ原木の確保や新たなほだ木の造成に要する経費、人工ほだ場や簡易ハウス等の栽培施設の整備に要する経費について全面的に支援するよう要望します。

③露地栽培の原木しいたけの出荷再開に向け、早期に生産工程管理の内容を決定するとともに、生産工程管理に取り組むため新たに生じる経費について全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

(3) 水産物被害等への対応

①水産物の放射性物質検査に関しては、引き続き、国の主導と全面的な経費負担により、検査実施体制を維持するよう要望します。

②出荷制限指示の対象水域については、放射性物質の検査結果等に基づき分割解除するなど、早期に利用再開が図られるよう要望します。

(4) 風評被害の防止等

①牛肉や原木しいたけなどの農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。

②県、市町村、団体等が取り組む風評被害対策に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

(5) 放射性物質の影響防止対策

①農産物及び特用林産物の放射性物質の吸収抑制技術を早期に確立するよう要望します。

②生産者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むため新たに生じる経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

(6) 農林漁業者等に対する損害賠償の確実な実施

①賠償請求翌月・全額支払いなど迅速かつ十分な損害賠償金の支払いと賠償請求時の証憑類の簡素化について、東京電力株式会社を指導するよう要望します。

②弁護士報酬等の損害賠償対策協議会の損害賠償請求活動に要する経費について、生産者や生産者団体に負担が生じることのないよう措置することを要望します。

③大豆の放射性物質の吸収抑制対策に要する経費について、本県全域を損害賠償の対象とするよう東京電力株式会社を指導することを要望します。

④農林水産物の放射性物質検査や牧草地の除染、ほだ木処分など、放射性物質の影響を受けた生産者の支援のために県及び市町村が負担している経費について、速やかに国が全額負担した上で、国が東京電力株式会社に請求する制度を創設し、県及び市町村の財政負担を解消するよう要望します。

14 復興特区制度の柔軟な運用

(1) 復興特区制度の柔軟な運用

被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融

上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、制度の柔軟な運用を図るとともに、計画作成に係る事務手続の一層の簡素化等を図るよう要望します。

15 災害廃棄物等の処理に向けた支援

(1) 災害廃棄物由来の復興資材の利用促進

①災害廃棄物としての処理を完了した復興資材の早期利用が進むよう調整するとともに、技術的・財源的にも支援するよう要望します。

②復興資材について、復興工事で利用されるまでの一時保管や運搬に係る経費について、十分な財源措置を講じるよう要望します。

(2) 災害等廃棄物処理事業国庫補助金の弾力的運用

災害廃棄物の処理に当たり、現在事務費とされている施工監理費用等については、災害廃棄物の処理事業と密接に関連しており不可分であることから、区分や算定率等を見直すなど不足を生じないよう必要な措置を講じることを要望します。

16 最終処分場の新設等に対する支援

(1) 最終処分場の新設等に対する財政支援

公共関与による産業廃棄物最終処分場の代替となる処分場の整備費を補助するとともに、一般廃棄物最終処分場整備費について、財政支援を継続するよう要望します。

17 直轄事業の着実な推進と地方負担の軽減

(1) 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間内である平成30年度までに全線完成するよう要望します。

(2) 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

釜石港、大船渡港の湾口防波堤は、発災から5年以内（平成27年度末まで）の復旧の見通しが示されたところですが、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、できる限り事業期間を前倒しの上、早期完成を図るよう要望します。

(3) 必要な予算の確保と体制強化

被災地の早期復旧・復興に必要となる予算を確実に確保し、被災地に重点投資するとともに、直轄事業をさらに推進するため、引き続き、マンパワーの確保等による体制強化を図るよう要望します。

(4) 直轄事業負担金に対する全面的な財政支援

復旧・復興に係る直轄事業負担金について、引き続き、全面的な財政支援を講じるよう要望します。

18 国営「復興祈念施設」の事業化と高田松原津波復興祈念公園整備に係る全面的な財政支援

(1) 国営「復興祈念施設」の事業化

復興の象徴となる国営「復興祈念施設」を平成26年度に事業化し、県が陸前高田市に整備する高田松原津波復興祈念公園内に、公園の核としてふさわしい規模・内容として整備するよう要望します。

(2) 地元意見等の反映と国の体制強化

国営「復興祈念施設」の検討・実施に当たっては、平成25年3月に公表した「高田松原地区震災復興祈念公園のあり方に関する提言」の趣旨を踏まえるとともに、地域の意見を十分に取り入れながら進めるよう要望します。

また、地域と一体となった整備促進のため、国の体制強化を要望します。

(3) 復興祈念公園整備に係る全面的な財政措置と技術的支援

高田松原津波復興祈念公園の整備が完了するまでの間、復興交付金による全面的な財政措置と技術的支援を要望します。

19 災害復旧事業の事業期間延長と適切な予算配分

(1) 災害復旧事業の事業期間延長と適切な予算配分

災害復旧事業は、まちづくり等の進捗に応じて実施する必要があることから、事業期間の延長とともに、事業期間に応じた適切な予算配分をするよう要望します。

20 復興のため新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置

(1) 地方負担の軽減

東日本大震災津波からの復興に必要となる交通安全施設等整備事業に要する経費は、多額の県の負担を必要とすることから、震災復興特別交付税の交付等により県の負担を軽減するよう要望します。また、今回の震災被害を教訓に、県全域の交通安全施設の防災機能を強化する必要があることから、その整備に要する経費について、震災復興特別交付税の交付等により県の負担を軽減するよう財政措置を要望します。

21 広域防災拠点整備に対する財政支援

(1) 広域防災拠点整備に対する財政支援

本県では、東日本大震災津波の教訓を踏まえて、大規模災害時に支援拠点となる広域防災拠点の整備を進めていますが、既存施設の活用に加え、新たな施設等の整備も必要となることから、整備に要する財政支援を要望します。

22 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充

(1) いわて花巻～名古屋小牧路線の維持・拡充に向けた全面的支援

本県と名古屋圏を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」の維持・拡充に向け、継続的かつ全面的な支援を行うよう要望します。

23 被災者の生活再建に対する支援

(1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

① 応急仮設住宅の維持経費等への支援

応急仮設住宅に係る維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費を災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うよう要望します。

② 応急仮設住宅の供与期間の延長

ア 応援職員宿舎等として一時的に活用している応急仮設住宅について、災害救助法に基づく応急仮設住宅としての供与期間の延長を認め、災害救助費の対象とするよう要望します。

イ みなし仮設住宅も含めた応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用を、災害救助費の対象とするよう要望します。

③ 応急仮設住宅の空き住戸の活用の拡大

応急仮設住宅の空き住戸について、社会福祉施設等の業務に従事する応援職員の宿舎としての一時的な活用を認めるよう要望します。

④ 用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去費への支援

用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に係る経費について、国による支援を行うよう要望します。

(2) 被災者生活再建支援制度の拡充

広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に増額するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大するよう要望します。

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立件数が低調に推移していることから、現行制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決に向け、国による積極的な支援を行うよう要望します。

(4) 慎重な消費税増税の最終判断及び税率が引き上げられた場合の住宅取得に係る消費税負担に対する措置

消費税増税の最終判断に当たっては、被災地の経済実態を的確に把握した上で、慎重に判断するよう要望します。

仮に税率を引き上げる場合は、被災者の住宅取得に当たっての消費税負担について、取得の妨げとならないよう実効性のある措置を講じることを要望します。

24 災害公営住宅の整備に係る用地取得造成事業等の実施期間の延長

(1) 実施期間の延長

災害公営住宅の整備に係る用地取得造成事業及び災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業について、平成26年度以降も引き続き事業が実施できるよう、実施期間の延長を要望します。

25 復興交付金による低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業 (個人設置型)の基準額の引上げ等

(1) 国が負担する基準額の引上げ及び助成対象経費の拡充

被災者が高台等へ移転する際に、移転先の汚水処理手法の違いにより、汚水処理施設の設置に係る個人負担額に差が生じることから、その軽減を図るため、国の助成基準額を引き上げるとともに、浄化槽の流入管及び放流管などの排水設備を助成対象経費とするよう要望します。

26 地域公共交通確保維持改善事業における被災地事業の継続

(1) 特定被災地域公共交通調査事業の事業実施期間の延長

被災市町村における宅地造成や災害公営住宅の整備には相当の時間を要する状況であり、仮設住宅や仮設校舎等が相当程度解消されるまでは、引き続き、復興の進捗に応じた交通体系の見直しが必要であることから、事業実施期間を延長するよう要望します。

(2) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における「指定被災市町村」の指定継続

指定被災市町村では、補助路線の輸送量が依然低迷している状況にあることから、地域の生活交通確保のため、引き続き、全市町村を指定するよう要望します。

27 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

(1) 事業復興型雇用創出事業の事業期間の延長等

正規雇用の確保に時間を要することから、平成25年度末までとされている事業着手時期及び事業実施期間を延長するとともに、事業を継続して実施できるよう交付金の追加交付を要望します。

(2) 事業復興型雇用創出事業の要件緩和

再雇用された者も全て対象とするとともに、雇用時期が平成23年11月21日以前であっても対象とするよう、要件の緩和を要望します。

28 医療提供施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援

(1) 医療提供施設の復興及び医療人材の確保に対する支援

①被災した医療提供施設の復興に向け、地域医療再生基金の設置期間の延長を図るなど、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講ずるよう要望します。

②平成23年度に国庫補助を受けて整備した仮設診療所の財産処分に当たり、手続きの簡素化を図るなど、柔軟な取扱いとするよう要望します。

③地域医療の復興に当たっては、長期的かつ継続的に医師や看護師等の医療関係職員を確保することが重要課題であり、また、震災によるこころのケアをはじめとした新たな医療ニーズも生じていることから、医療人材の確保と確保に要する経費に対して十分な支援を行うよう要望します。

(2) 社会福祉施設の災害復旧に対する支援

①被災した社会福祉施設における災害復旧事業について、被災地における復興計画等を考慮し、新たなまちづくりを進める中で施設等を復旧するには期間を要することが見込まれることから、補助事業の実施期間の延長や被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るよう要望します。

②安心子ども基金（保育所緊急整備事業）を活用した保育所等の新設整備において、技術者の不足や建設資材の価格高騰により、入札不調が生じており、事業の遅れが生じていることから、建設費用の高騰に合わせた補助基準額の見直しを行うよう要望します。

(3) 基金等を活用した取組に対する継続的な支援

震災からの復旧・復興に向けた取組を継続して実施していくため、安心子ども基金（保育所緊急整備事業）、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（被災地における共生型福祉施設整備分）について、中長期にわたる制度として安定した財源の確保を図るよう要望します。

併せて、被災者のこころのケア対策、障がい者の地域生活及び障がい福祉サービスの安定した運営への支援を一層推進するため、これらの事業に対する補助制度を継続するよう要望します。

29 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料の減免に対する財政支援

(1) 一部負担金（利用者負担）の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等において、被災した被保険者及び保険者等の状況を踏まえ、一部負担金（利用者負担）の免除及び保険料（税）の減免に要した費用について、平成24年9月末までの特別の財政措置と同様の十分な財政支援を講じるよう要望します。

30 教育の復興に対する支援

(1) 学校・公立文教施設の復旧整備

被災地における建築資材や人件費の高騰により、新築復旧に係る国庫補助単価と実工事単価とが乖離していることから、地方の超過負担が生じることのないよう、補助単価の引上げなど適切な財政措置を講じるよう要望します。

また、公立社会教育施設の災害復旧に係る財政措置を継続するよう要望します。

併せて、仮設校舎等に係る用地のリース料についても、復興交付金制度等の対象とするよう要望します。

(2) 児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費について、全面的な支援を行うよう要望します。

(3) 復興教育の取組への支援

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育てる復興教育の考え方に基づいた教育活動を全県で進めていくため、引き続き各学校の取組推進に要する経費の財政支援を行うよう要望します。

(4) 教職員の確保等

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

31 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への財政支援

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への財政支援の拡充

現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、復興交付金制度を継続して活用できるようにするよう要望します。

32 復興支援活動を行うNPO法人等への支援の継続

(1) NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の継続

平成26年度以降も「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を継続するとともに、事業実施に当たっては、地域の実情に合わせた対応ができるよう柔軟に運用することを要望します。

33 水産業の復旧・復興支援

(1) 漁業と流通・加工業の一体的な再生

①漁業生産の早期回復を図るため、地域に必要な生産関連施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、担い手の確保・育成と漁業経営の安定化に向けた取組への支援を拡充するよう要望します。

②水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、水産流通加工施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路の回復・拡大ための取組への支援を拡充するよう要望します。

(2) 漁港等の復旧・整備

①東日本大震災津波からの復旧・復興のためのまちづくりとして地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設に係る地方負担分について、東日本大震災津波の災害復旧事業と同様の財政措置を継続するよう要望します。

②災害復旧事業について、事業期間の延長、設計変更等の更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化等を図るよう要望します。

③平成23年1月の冬期風浪により被災した施設の災害復旧事業については、東日本大震災津波の災害復旧事業と一体的な復旧が必要なことから、東日本大震災津波の災害復旧事業と同様に、制度の柔軟な運用、事務手続の簡素化を図るとともに、事故繰越となった場合においても同様の措置を講じるよう要望します。

34 農業・農村の復旧・復興支援

(1) 農業生産基盤の早期復旧と農村再興に向けた支援措置の充実

①災害復旧事業の計画変更の要件緩和や残事業費調査の省略など、事務手続きを簡素化するよう要望します。

②農地海岸保全施設の災害復旧事業について、他省庁所管の海岸保全施設と同様に実施設計等に要する経費を全額補助対象とするよう要望します。

(2) 被災した土地改良区に対する支援制度の継続

未だ多くの被災農地で営農が再開できない状況にあることから、事業終期が設定されている「東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業」及び「被災土地改良区復興支援事業」の平成26年度以降の継続実施を要望します。

35 海岸防災林の復旧・整備

(1) 海岸防災林の復旧・整備への支援

がれき撤去後や海岸保全施設完成後でなければ復旧に着手できない海岸防災林について、復

旧事業が完了するまでの間、植栽に係る震災復興特別交付税措置を講じるよう要望します。

36 被災企業等への支援策の拡充

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

グループ補助にはまだまだ多くの需要があることから、平成26年度以降も事業を継続するよう要望します。

また、既に交付決定した事業者についても、複数年度にわたって事業が円滑に実施できるよう、制度面で柔軟に対応することを要望します。

さらに、要件の緩和や個々企業の施設設備に対する補助制度の創設など、小規模企業に対する支援策を拡充するよう要望します。

(2) 二重債務問題解決のための支援策の継続等

被災事業者の二重債務問題の解決に向け、引き続き債権買取支援等が行われるよう、当分の間、産業復興相談センター事業の継続を要望します。

また、国の制度である小規模企業者等設備導入資金についても、金融機関からの借入金と同様に債権買取（償還免除）が行われるよう、関連法令の改正を要望します。

37 仮設施設の移設及び撤去費用への財政支援

(1) 移設及び撤去費用への財政支援

中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設は市町村に移管され、その後の管理や撤去は市町村の責任で行うこととされていますが、復興住宅や道路などの復興事業の本格化により施設を撤去せざるを得ない状況が生じていること、また仮設施設数が膨大で将来の撤去費用が大きくなることから、財政力の弱い被災市町村の過重負担とならないよう、復興交付金事業計画の基幹事業や効果促進事業の対象とするなど、国において十分な財政支援を行うよう要望します。

38 J S T 復興促進センターの継続設置及び復興促進プログラムの拡充

(1) 継続設置及び復興促進プログラムの拡充

東日本大震災からの復興支援を目的として設置された J S T 復興促進センターによる「J S T 復興促進プログラム」について、被災地企業の復興の取組はこれから本格化し、中長期に渡る継続的な取組が重要であることから、同センターを継続して設置するとともに、同プログラム（特にマッチング促進）の新規採択枠を拡充するよう要望します。

39 観光復興に向けた支援策の拡充

(1) 沿岸地域の誘客促進への支援

震災学習を中心とした新たな観光地づくりや二次交通の拡充など、沿岸地域への誘客促進の取組に対し、新たな補助制度の創設を含め総合的な支援を講ずるよう要望します。

(2) 海外からの誘客促進への支援

国内に比べ回復の遅い海外からの誘客を促進するため、引き続き正確な情報を発信するとともに、誘客促進の取組に対し、新たな補助制度の創設を含め総合的な支援を講ずるよう要望します。

40 国際リニアコライダー（ILC）の誘致

（1）国際リニアコライダー（ILC）の誘致の推進

素粒子・エネルギー研究拠点の中核となる ILC の日本誘致を国として正式決定するとともに、国内候補地に北上山地が選定された場合には、ILC 東北実現に向けて必要な調査費を措置するよう要望します。

41 いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築

（1）いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築

平成 25 年 4 月 26 日に閣議決定された「海洋基本計画」に掲げる海洋再生可能エネルギー利用技術開発と被災地の産業基盤強化を図るため、本県において海洋再生可能エネルギーの研究開発を推進するとともに、企業等が行う洋上風力発電施設等の研究開発や整備に対する補助制度を創設するよう要望します。

また、海域利用における利害調整等に国が関与する仕組みを構築するよう要望します。

42 三陸沿岸復興のための東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続・拡充及び海洋研究拠点の形成

（1）東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続・拡充

「東北マリンサイエンス拠点形成事業」による海洋・水産関係の研究は、復興を目指す地域の漁業者等とも密接に連携して実施され、研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献していることから、同事業の確実な継続及び一層の拡充を要望します。

（2）三陸沿岸への総合的な海洋研究拠点の形成

本県三陸沿岸に立地する海洋研究機関は未だ復旧しておらず、研究環境として十分な状況にないことから、引き続き国による支援を要望します。また、三陸沿岸は海水や水産に関する絶好の研究フィールドであることから、国内外の研究者が集積できる総合的な研究拠点の整備を要望します。

43 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援

（1）電力システムの接続制約等の改善に向けた施策の展開

①電線や変電所など送配電網を増強するための施策を展開するなど、連系可能量を拡大するための施策を講ずるよう要望します。

②非常時に再生可能エネルギーを最大限活用し、一定地域内で既設の送配電網を活用した電力供給が可能となるよう、発送電分離を含む送配電網の運用の仕組みを見直すことを要望します。

(2) 規制・制度改革の一層の推進と復興特例としての被災地での早期実現

① 風力発電事業等において、農林漁業の健全な発展と再生可能エネルギー設備の設置が共存できるよう、改革の一層の推進や、復興特例として被災地での早期実現を要望します。

②風力発電事業等に係る環境アセスメントの簡素化・迅速化に係る対策が早期に実現するよう要望します。

(3) 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長等

基金事業の期間の延長を行うとともに、当該補助事業と固定価格買取制度との併用を可能とするよう要望します。

【東日本大震災津波関係以外の重点要望】

1 地方の税財源の確保・充実

(1) 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係経費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源の総額について、引き続き確保するよう要望します。

なお、地方財政計画の策定に当たっては、税収を的確に見込むとともに、歳出においても地方単独事業等の財政需要を適切に反映するよう要望します。

地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、平成23年度から平成25年度までの地方財政対策で行われたような臨時財政対策債の大量発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税5税の地方交付税法定率を引き上げるよう要望します。

また、平成25年度に実施された国家公務員の給与減額支給措置に準じた削減を地方交付税に反映するような手法は、今後断じて行わないよう要望します。

(2) 地方税財源の充実強化

①国・地方間の税源配分の見直し

地方分権改革を推進するため、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すよう要望します。その際には、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

②地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は、主要税目の中で、最も偏在度が低い税目ではありますが、それでも一定の偏在性があることから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費税清算金にかかる清算基準を見直すよう要望します。

2 TPP協定交渉

(1) TPP協定交渉への姿勢

TPP協定への参加については、4月の衆参両院農林水産委員会における決議も踏まえ、十

分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で、慎重に判断すること。また、地方の経済活動や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨むこと。

(2) 農林水産業等への配慮

本県の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有する農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化を図る施策を講ずること。

また、施策の推進に当たっては、地域における集落営農や6次産業化などの取組の努力が実を結ぶよう、十分に配慮すること。

(3) 被災地への配慮

T P P 協定への参加を判断するに当たっては、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないように、十分に配慮すること。

3 デジタル・ディバイトの解消

(1) 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

条件不利地域における通信事業者の設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証などの支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設するよう要望します。

また、ユニバーサルサービス制度を見直し、光ファイバ等のブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とするよう要望します。

(2) 市町村の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

公設民営方式により情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設するよう要望します。

(3) 地上デジタル放送の受信側対策

「新たな難視地区」及び「デジタル化困難共聴施設」の対策について、住民の過重な負担とならないよう現行補助制度を拡充することを要望します。

4 社会保障・税番号制度に係る財源措置

(1) 社会保障・税番号制度の導入に伴う経費の措置

制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や運営に係る経費は、国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることがないように要望します。

また、制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じるよう要望します。

(2) 地方公共団体情報システム機構に係る地方負担の減額・廃止

地方公共団体情報システム機構の設立及び運営に当たっては、情報提供手数料等の適切な設

定や国と地方の負担割合の明確化等により受益と責任に応じた経費負担を実現し、地方負担の減額、廃止を図るよう要望します。

5 並行在来線への財政支援の一層強化

(1) 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の一層強化

地域公共交通確保維持改善事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、交付の対象要件の緩和、対象経費の拡大及び補助率の引上げを行うよう要望します。

6 北上川の清流化確保対策

(1) 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担にかかる特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

(2) 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、国が盤ぶくれ対策を早急に講ずるよう要望します。

(3) 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

7 地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充

(1) 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

現行の基金事業期間の終了後も、計画的・継続的に地方消費者行政の機能強化を図ることができるよう、財政支援、とりわけ相談員人件費の支援を維持することを要望します。

8 地域医療再生のための総合的な政策の確立

(1) 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行するよう要望します。

(2) 地域医療再生の取組に対する支援

平成21年度に創設された地域医療再生臨時特例交付金制度について、都道府県が設置した地域医療再生基金への積み増しを行うとともに、その用途については、広く自治体の裁量に委ねるなど、自由度の高い恒久的な制度とするよう要望します。

なお、現在設置している基金の活用については、医療計画期間を踏まえ、その期間の延長を図

るよう要望します。

9 医師確保等人材の育成支援

(1) 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を、恒久的な措置とするよう要望します。

(2) 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定しているが、多額の財政負担が生じていることから、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充するよう要望します。

(3) 特定診療科の医師不足の解消

各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させるよう要望します。

(4) 総合診療医の制度化及び養成

新たな専門医制度の構築に当たっては、地域医療を担う医師を育成する観点での総合診療医の制度化及び養成について必要な措置を講じるよう要望します。

(5) 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対する財政支援の拡充

医療クラークの導入支援など、勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対する支援を更に拡充するよう要望します。

10 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

(1) 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

①公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、地方財政措置を更に拡充するよう要望します。

②公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改正

平成22年度及び24年度の診療報酬改定においては、プラス改定とともに地域の中核病院等が担っている救急医療などが評価されたところですが、公立病院等の運営に配慮した更なる評価の充実を図るよう要望します。

(2) 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っていることから、地域医療の確保等に関し重要な役割を担っている国公立大学と同様に、私立大学に対する財政支援を充実するよう要望します。

(3) 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備については、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところですが、当該交付金は臨時的な制度であり、また、現行の補助事業は公的病院が対象とならないなど限定的なものとなっていることから、今後、耐震化を更に推進するため、恒久的かつ充実した支援制度を構築するよう要望します。

(4) 医療提供体制推進事業費補助金の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

11 少子化対策の推進

(1) 保育サービスの一層の充実に向けた財政支援等の拡充

- ①病児・病後児保育や延長保育など多様な保育サービスに対する助成制度の一層の拡充を図るよう要望します。
- ②保育所利用者に係る徴収金基準額を引き下げるよう要望します。
- ③保育所における低年齢児の保育士配置基準及び保育所運営費国庫負担金における保育単価の額などを見直すよう要望します。
- ④保育士の人材確保対策の継続的な実施及び拡充を図るよう要望します。

(2) 児童家庭相談機能の充実のための財政支援の拡充

町村における児童家庭相談の機能を充実し、児童虐待防止につなげるため、専任職員を配置できるよう財政支援の拡充を図ることを要望します。

12 災害時における要援護者の支援

(1) 災害救助法の救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第23条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第24条の「救助に従事できる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。

(2) 災害派遣福祉チームの制度化

災害時に避難所や福祉避難所において、要介護高齢者や認知症高齢者、障がい者等の要援護者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要援護者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」の制度化と併せ、全国組織において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築するよう要望します。

13 自殺対策の充実

(1) 自殺対策に係る恒久的かつ十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、「地域自殺対策緊急強化事業（基金事業）」終了後においても、恒久的かつ十分な財政措置を講じるよう要望します。

14 診療報酬の改定

(1) へき地・救急医療等への評価の充実

へき地医療・救急医療等に対応している状況への評価が十分とは言い難い状況であり、医療技術の適正な評価と医療機関の機能的コストなどを適切に反映するなど、実情を十分考慮するよう要望します。

(2) 診療機能分担への評価の充実

公立病院等においては、診療機能の分担により地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら医療機能体制を提供しているが、同一開設者の病院間における紹介、逆紹介は診療報酬に反映される仕組みとはなっていないことから、地域の実情を十分考慮するよう要望します。

(3) 消費税率が引き上げられた場合の診療報酬による補填

仮に税率を引き上げる場合は、増加する消費税負担額について、診療報酬の引上げにより確実に補填するとともに、今後現行の制度で推移した場合、医療機関の損税負担が増し、医療提供体制を維持していくことが困難になることから、医療に係る消費税制の見直しや手厚い支援を図るよう要望します。

15 病院事業に係る地方財政措置拡充

(1) 公立病院運営に対する財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置の拡充を行うよう要望します。

(2) 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や、住民が安心できる医療提供体制の整備と電子カルテ化や地域連携パスへの対応など医療のIT化を進める必要があることから、こうした経費について適切な財政措置を講じるよう要望します。

(3) 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

平成21年度から医師の勤務環境改善のため医師確保対策について地方財政措置が拡充されたところであるが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度をはじめ、病院勤務医を適切に評価し支援するために必要な処遇改善に対して、適切な財政措置を講じるよう要望します。

16 農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」

(1) 競争力強化のための「攻めの農業」施策の構築

①国で検討されている「攻めの農林水産業」の施策について、具体的な検討内容を早急に示し、現場の意見を反映した施策とするよう要望します。

②農業経営の安定化を図る「経営所得安定対策」と農業農村の多面的機能の維持・増進等を図る「中山間地域等直接支払制度」を継続するとともに、安定した財源の確保と法制化を進めるよう要望します。

③担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消に向け、国で検討されている新たな施策については、地域内の農地の出し手と受け手との調整が十分機能する仕組みとするよう要望します。

(2) 新規就農者の安定的な確保・育成に向けた総合的な支援の充実

①円滑な新規就農や経営の継承・発展を支援するため、意欲と能力が高い認定就農者が「青年就農給付金」の対象となるよう制度の拡充を要望します。

②産地の農業者組織等が主体となった新規就農者の確保から早期経営安定化までの一連の取組を促進するため、機械・施設のリース料等の初度的経費について支援するとともに、十分な予算を確保するよう要望します。

(3) 担い手に対する支援施策の充実・強化

①担い手の農地集積と農業経営の多角化を早急に進めるため、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」で位置付けられた地域の中心となる経営体に対する機械・施設等の整備事業の十分な予算を確保するよう要望します。

②先進的な農業者の育成と農業経営の更なる高度化のため、都道府県等が実施する労務管理やマーケティング等の経営能力向上を図る「農業版ビジネススクール」の設置・運営を支援するよう要望します。

(4) 米需給調整の着実な推進

①今後の米の生産数量目標の配分に当たって、目標を達成した都道府県に配慮するとともに、東日本大震災津波の被災県が不利にならない算定方法とするよう要望します。

②ミニマムアクセス米について、主食用米としての流通増加による価格の低下が懸念されることから、主食用米の国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講じることを要望します。

(5) 施設園芸経営における燃油・資材の価格高騰対策

①燃油価格の高騰による経営への影響を緩和するため、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に速やかに対応するセーフティネットの構築を要望します。

②価格が高騰している園芸用パイプハウスについて、緊急的な措置として国の交付金事業の対象とするよう要望します。

(6) 農地転用許可権限の移譲

農地転用許可権限について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体を実施するという観点から、4 ha を超える転用許可権限を都道府県知事に移譲するとともに、2 ha を超え4 ha 以下の転用許可の国への協議を廃止するよう要望します。

(7) 森林整備に対する助成制度の拡充

地球温暖化防止に貢献し低炭素社会の実現に不可欠な森林を持続的に経営していくため、森林所有者の再造林の負担を軽減する定額方式の助成制度を創設するよう要望します。

また、改正前の森林法に基づき森林施業計画が認定されている森林について、当該計画の認定期間中は造林や間伐等に要する経費に対する補助を継続するよう要望します。

(8) 公共建築物等の木材利用促進に関する助成制度の拡充

「公共建築物等木材利用促進法」の施行による木材利用の気運の高まりを定着させ更なる木材需要拡大を図るため、公共建築物等の木材利用促進に対する助成制度の拡充を要望します。

(9) 木材利用ポイント制度の継続

地域材の利用促進は、森林の適正な整備・保全、循環型社会の形成、更には大震災津波からの復興に資することから、「木材利用ポイント制度」を平成26年度以降も継続するよう要望します。

(10) 森林計画制度実行確保のための支援の充実

森林法改正に伴い市町村及び都道府県の森林管理に係る業務が大幅に増大していることから、地方自治体の執行体制を確保するため、地方交付税等の財政支援を行うよう要望します。

(11) 広葉樹林業の再興

輸入パルプ・チップ材に対抗できる我が国の広葉樹林業を確立するため、本県をモデル地域の一つに設定し、広葉樹の特殊性に応じた機械・技術の開発、林業従事者の育成、生産・流通を担う組織づくりなど、総合的な施策を講じるよう要望します。

(12) サケ及びアワビ等栽培漁業の安定化・効率化

①東日本大震災津波で大きな被害を受けたサケ増殖事業主体の事業再開を支援し、サケ資源の安定的な造成を図るため、稚魚放流に要する経費への助成を継続するとともに、回帰尾数

が減少している本邦系サケ資源の回復に向けて、国において資源変動要因を解明し対策を講ずるよう要望します。

②東日本大震災津波で大きな被害を受けたアワビ、ウニ、ヒラメ等種苗生産施設の事業再開を支援するため、種苗生産が再開され放流事業が軌道に乗るまでの間、種苗生産施設の整備や種苗放流に要する経費への助成を継続するよう要望します。

17 野生鳥獣対策の拡充

(1) 個体数の適正管理施策の拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、野生鳥獣肉の放射性物質検出による捕獲圧低下問題への対応や捕獲の担い手の確保、新たな捕獲技術開発など、個体数管理に効果のある施策を充実するとともに、集中的な財政支援を行うよう要望します。

(2) 鳥獣被害防止対策の拡充

鳥獣被害防止総合対策交付金について、野生鳥獣の捕獲に対する地域住民の意識啓発活動を新たにメニューとして追加するとともに、侵入防止柵の設置など需要が拡大していることから十分な予算を確保するよう要望します。

18 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

(1) 地域ニーズに即した柔軟な事業展開が可能な交付金の予算確保

遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の加速的な整備を推進するため、「農山漁村地域整備交付金」について、地域ニーズに的確に応えうる十分な予算の確保を要望します。

(2) 食料自給力の向上に向けた農業生産基盤整備の推進

①攻めの農林水産業を展開するためには、遅れている本県の農業生産基盤の整備を加速する必要があることから、水田の大区画化・汎用化や農業水利施設の長寿命化のための農業農村整備対策予算を当初予算において十分に確保するよう要望します。

②国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、地域の要望に応えうる十分な予算を確保するとともに、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「岩手山麓地区」について平成26年度から確実に事業着手するよう要望します。

③農業用水の安定供給や農業・農村が有する多面的機能の発揮に向けて、水循環の中核を担う中規模（県営・団体営事業クラス）のダムや揚水機場等の維持管理に対する支援制度の創設を要望します。

併せて、施設の長寿命化とともに、美しい田園景観の維持や農村コミュニティの再生にも寄与している「農地・水保全管理支払交付金」について恒久化を図るよう要望します。

④従来、土地改良区等が実施してきた比較的小規模な農業水利施設や農地の整備については、地方財政の逼迫により事業導入が困難になっていることから、国営・県営事業と同様に自治体支援に対する財政措置を講じるとともに、平成22年度に廃止された事務的経費に対する国庫補助の復活を要望します。

⑤大地震の発生による農業水利施設への影響が懸念されていることから、農業用ダムをはじめとする国が造成した農業水利施設について、国において早急に耐震診断を実施するとともに、その診断結果に基づき必要な耐震対策を講じるよう要望します。

(3) 県有林の経営改善に向けた支援

①県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、平成17年度から19年度まで林業公社の経営安定化対策として実施された任意繰上償還と同様の措置を講じるよう要望します。

②県有林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

(4) 目的税の創設による森林の整備・保全

森林を適切に整備・保全し、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るため、管理不十分な森林の整備について、新たな目的税を財源として国が全面的に支援する制度の創設を要望します。

(5) 農村地域における再生可能エネルギーの導入促進

①農村地域における小水力発電施設等の導入促進

国営土地改良施設への発電施設整備について、現在実施中及び調査中の国営事業地区において積極的に進めるとともに、既設の国営施設においても国が発電施設を整備できる制度の創設を要望します。

②木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電供給設備の整備やチップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備など、木質バイオマスエネルギー導入に対する財政支援の拡充を要望します。

(6) 松くい虫被害対策の強化

太平洋側の松くい虫被害の北上を阻止するため、「森林整備加速化・林業再生基金事業」による森林病虫獣害対策について、平成26年度も事業を継続するよう要望します。

19 道路整備事業の促進

(1) 直轄道路等の整備促進

①直轄道路の整備促進

内陸における地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進するよう要望します。

○一般国道4号の整備促進

東北縦貫自動車道とともに国土の骨格を形成する基幹道路である一般国道4号のバイパス等事業中区間の早期完成及び2車線区間の早期4車線化を図るよう要望します。

○一般国道46号の整備促進

盛岡都市圏の交通を円滑にし、都市環境を改善するなど都市機能を高める一般国道46号盛岡西バイパス南伸の早期事業化を図るよう要望します。

②スマートインターチェンジの整備促進

既存の高速道路の利便性を高め、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るために必要不可欠なスマートインターチェンジ（スマートIC）の整備を促進するよう要望します。

○スマートICの整備のための予算の確保

高速道路の利便性を高め、産業振興や地域医療等を支援するスマートICの整備を促進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

○新規採択に当たっての地域の実情の反映

新規採択に当たっては、費用便益に地域活性化を考慮するなど地域の実情を反映するよう要望します。

(2) 一般国道106号の指定区間編入

「岩手、秋田を結ぶ地域連携軸」を一層強化するため、格子状骨格道路ネットワークを形成する一般国道106号を指定区間に編入し、一般国道46号等と併せ、国で一体的に管理するよう要望します。

20 河川・砂防施設整備事業の促進

(1) 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、平成14年7月の台風6号や平成19年9月の二度の豪雨等、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、県民が安全で安心できる県土づくりを推進するため、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図るよう要望します。

①一関遊水地事業の促進

②一般河川改修事業（北上川上流）等の促進

(2) 直轄砂防事業の促進

岩手山や秋田駒ヶ岳の火山活動等により土砂災害の発生が懸念されることから、早急に被害の防止・軽減を図るため、八幡平山系直轄火山砂防事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図るよう要望します。

21 港湾・海岸整備事業の促進

(1) 直轄港湾・海岸整備事業の促進

産業を支える物流拠点づくりなどを推進するとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、直轄港湾事業の事業期間を前倒しのうえ早期完成を図るよう要望します。

①久慈港湾口防波堤の整備促進

②宮古港竜神崎防波堤の整備促進

22 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保

(1) 道路事業の推進

物流を支える幹線道路ネットワークの整備とともに、広域的な観光や圏域を越える交流・連携の促進、ひとにやさしいまちづくりのための道路の無電柱化、日常生活を支える道づくり、道路除排雪等による冬期交通の安全な確保など、国道や地方道の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

(2) 河川・砂防事業の推進

近年に家屋等の浸水被害が発生した区域の災害防止や、都市部等における予防的な治水対策、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などにおける土砂災害対策など、災害に強い県土づくりを着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

(3) 県営ダム建設事業の推進

ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保などの整備効果を早期に発現させるため、築川ダムの整備を推進するための予算を確保するよう要望します。

(4) 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、盛岡南新都市地区開発整備事業をはじめとする土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

(5) 港湾・海岸事業の推進

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾や海岸保全施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

(6) 住宅整備事業の推進

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

(7) 適切な維持管理の推進

老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、下水道などの社会資本について、良好な状態を維持し、安全性・信頼性の確保を図るため、維持管理計画に基づく適切な事業を推進するための予算を確保するよう要望します。

23 浄化槽整備事業の推進

(1) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の恒久的制度化及び事業採択の要件の緩和

平成22年度から実施している低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業については、1年毎に制度を延長する時限措置ではなく、恒久的な制度とするよう要望します。

また、事業の採択要件である設置基数及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換率についても、地域の実情から要件を満たすことが困難であることから要件を緩和するよう要望します。

24 農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大

(1) 農業集落排水施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

農村部の汚水処理を担う農業集落排水施設は、都市部の公共下水道と同様、住民のライフラインとして、重要度の高い公共施設の一つであることから、災害復旧事業の補助率を下水道等の公共施設と同じ2/3に引き上げるよう要望します。

25 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会開催に係る支援

(1) 国体及び大会の開催経費に対する財政支援の拡充

スポーツ基本法に定める国体及び大会の主催者として、地方スポーツ振興補助金や身体障害者福祉費補助金の増額、対象範囲の拡大などにより、開催経費について応分の負担をするよう要望します。

(2) 国体競技施設の整備に対する積極的な支援

国体競技施設の整備が円滑に進むよう、補助制度の創設や、既存制度の活用について、積極的な支援を要望します。

① 県、市町村が行う国体競技施設の整備のための補助制度の創設

② 国の他省庁、関係団体が所管する施設整備に係る助成制度において、国体競技施設の優先的な取扱いについての働きかけ

(3) 中央競技団体が行う運営支援に対する補助制度の創設

中央競技団体が、国体開催のため、次のような開催地への運営支援を行う場合に要する経費に対する補助制度を創設するよう要望します。

- 開催地に貸し出すための特殊競技用具の整備
- 県外からの競技役員の派遣に係る経費負担
- 競技役員の養成に係る講習会等の実施に係る経費負担

26 高校生を対象とした奨学金制度の拡充

(1) 給付型の奨学金制度の創設

厳しい経済・雇用情勢が続く中、教育の機会均等を図るため、家庭の経済状況に左右されずに安心して学業に専念できるよう、低所得者層の家庭の高校生を対象とした給付型の奨学金制度を創設するよう要望します。

27 新たな教職員定数改善計画の策定

(1) 新たな教職員定数改善計画の策定

平成18年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られており、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現のため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

また、同様に、高等学校における教職員定数改善計画の策定も見送られており多様な高校教育等の展開に対応するため新たな定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

28 学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充

(1) 公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の補強に係る国庫補助率3分の2の嵩上げ措置の対象を拡充するよう要望します。

さらに、補強が困難でやむを得ず改築する建物に係る国庫補助率の嵩上げ措置を、補強工事と同様に3分の2に引き上げるとともに、嵩上げ対象を拡大する特例を設けるよう要望します。

また、防災機能強化事業における建築非構造部材の耐震化工事に係る国庫補助率を3分の2に引き上げるよう要望します。

(2) 公立高等学校施設の耐震化に対する国庫補助の適用

公立高等学校の耐震化事業も国庫補助対象とするとともに、地震防災対策特別措置法に基づく補助率の嵩上げ措置（補助率2/3）も適用するよう要望します。

(3) 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

(4) 私立学校施設の耐震化に対する国庫補助の拡充

小中学校及び高等学校等施設の耐震改築事業も国庫補助対象とするとともに、私立学校施設の耐震化に係る国庫補助率を公立学校と同等とするよう要望します。

29 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

日本の古代から中世にかけての移行期にあたる12世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在しているが、東北・北海道には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところです。

平成23年度に「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録され、機運が一層高まっていることから、平泉町に総合的な研究拠点施設を設置するよう要望します。